

## **[事案 2022-289] 就業不能給付金支払請求**

・令和5年11月2日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

約款所定の入院に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和4年6月初旬に抑うつ症状および希死念慮が出現し、令和4年7月初旬から97日間入院したため、同年2月に契約した組立型保険にもとづき、就業不能給付金を請求したが、約款所定の入院に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1)入院開始日を令和4年6月中旬の予定で主治医と調整していたが、コロナ陽性反応が出たため、待機期間10日間を経て、直後の入院は避けながらできるだけ早い時期の入院ということで、7月初旬が入院開始になった。
- (2)保険会社は、主治医の指示のもとで行われた外泊・外出を治療とみなしていない。
- (3)調査・検討期間が、不支払理由にしては長すぎる。
- (4)本件保険会社以外で、給付金不支払となった保険会社は一社もない。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の約款における「入院」は、医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。
- (2)申立人は、令和4年6月初旬から抑うつ症状および希死念慮が出現したため、病院を受診したところ、担当医から希死念慮の出現を懸念されたことから、入院を勧奨され7月に入院しているが、申立人は、入院翌日から退院するまでの97日間のうち、院外外出が14回、外泊が21日となっており、医師の管理外に出ることが容易に認められていた事実からも、担当医には、実行性の高い希死念慮がある認識はなかったと思われる。
- (3)入院中は、日常生活動作で第三者の介助は不要であったとのことであり、重篤性はなく外来通院で管理可能な病態で、入院の主目的は入院していなければできない治療ではなく、自宅では困難と申立人が主張した療養であったものと判断する。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況や和解を相当とする事情の有無等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)初診時、申立人に希死念慮があったこと、入院時、うつの程度が強かったことは認められるものの、希死念慮が切迫したものであるかについては、医療記録上、明白な記載がないため明らかではなく、また、申立人の母の状態から、申立人の自宅が療養・休息に適さない状態である可能性はあるが、妹などのサポートが得られる可能性もあるため、療養・休

息に適さない家庭環境であるか否かも明らかではない。また、病状の急速な進行の想定については、医療記録からは判断できなかった。

(2) 外部の専門医は、精神的には、外出・外泊を行うことは社会復帰を目指す治療の一部であるため、病院の治療方針を踏まえると、試験外出、外泊も治療の一環であると捉えられる側面があるとしているところ、本件は、例外的なケースに該当する可能性があるが、提出された書証のみでは、その点を確認することができなかった。

(3) 以上のとおり、本入院が、医学水準・医療常識に照らして客観的合理的に必要性が認められるものと言えるか否かについて明確にすることができず、約款に定める入院に該当するかを判断するためには、裁判手続において、申立人の本人尋問や担当医師および親族の証人尋問を行い、申立人の状態の詳細とそれに対する担当医師の見解を明らかにし、場合によっては、裁判上の鑑定を行うなどして、結論を出すことが不可欠であると考えられる。